

和歌山市立小学校及び義務教育学校電話交換機等賃貸借仕様書

【I. 共通事項】

1 概要及び一般事項

- (1) 本設備は主装置等により構成され、内線及び外線通話が行えることを目的とする。
- (2) 各機器の取付調整は、電気通信事業法等の諸規定に準拠し施工すること。
- (3) 各機器までの配線施工に使用するケーブル等はモール等で保護し断線防止に努めること。
- (4) 据付調整完了後、機能確認及び操作説明を実施し、電話交換機等設置完了確認表（別紙1）に各学校責任者の完了印をもらい提出すること。

2 調達の範囲

(1) 機器品名及び数量

ア 多機能電話主装置（録音機能があること。光回線を直接収容可能な構成であること。） : 51台

イ 多機能電話機 : 308台

ウ 無停電電源装置 : 51台

エ 補助記憶装置（USBメモリ） : 51台

オ その他本仕様を満たす機器

なお、各学校の電話機設置数詳細は、別紙2のとおりとする。

(2) 機器設置作業内容

ア 多機能電話装置の主装置設置 一式

イ 卓上型多機能電話機等の設置 一式

ウ 配線作業（主装置付近に配置される光回線終端装置（ONU）以降既設周辺機器含む）一式

エ セットアップ作業（既設周辺機器含む） 一式

オ 録音機能の設定 一式

※一般電話機88台は既設を使用（伏虎義務教育学校）

3 設置場所及び数量

別紙2のとおり。なお、詳細な設置場所については、各学校と調整を行うこと。

4 設置期限

令和8年8月31日

入札日までの現地調査及び落札後から設置日までの電話交換機等の取付作業は、原則平日15時以降とするが、必ず各学校と日時調整を行うこと。

5 保障及び修理

本物品納入後1年以内に明らかに、納入品の欠陥不良等に起因する故障が発生したとき、受注者は無償にて修理または良品と交換すること。ただし、納品後1年を経過した後においても、受注者の責任によるものと明らかに認められるものにおいては、協議の上無償修理を負わせることができるものとする。

上記理由によらない電話機等の故障に伴う修理費用は、和歌山市の負担とする。なお、修理については15時までに修理依頼があった場合は当日中に修理を行うこと。複数の学校から修理依頼があった場合においても、当日中又は翌日中に修理すること。

【Ⅱ. 機器構成】

1 各機器の仕様等

(1) 電話装置概要

ア 停電等のトラブルに備え、BCP対策を3時間程度行うことが可能なこと。

イ 電力費用削減の機能を有していること。

ウ 対応回線種別

		現用	実装	備考
外線	光回線（FAX1回線含む）	5	16	楠見小学校、宮小学校、伏虎義務教育学校
		4	16	宮前小学校、貴志小学校、安原小学校、紀伊小学校、西和佐小学校、吹上小学校、広瀬小学校、木本小学校、和歌浦小学校
		3	16	上記以外の39校
内線	多機能電話機	16	32	伏虎義務教育学校
		8	16	吹上小学校、宮前小学校、楠見小学校、山東小学校、東山東小学校
		5～7	8	上記以外の45校
内線	一般電話機（FAX含む）	89	104	伏虎義務教育学校
		1	2	上記以外の50校
放送	放送接続	4	4	伏虎義務教育学校
		1	2	上記以外の50校

エ 制御方式 蓄積プログラム制御方式

オ 通話路方式 時分割スイッチ

カ 冗長構成 一重化方式

キ 選択信号種別 DP（10/20pps）、PB

ク	配線方式	バス配線、スター配線
ケ	電源	入力電圧 AC100V±10%
コ	停電対策	蓄電池
サ	転送パターン	即時転送、応答後転送、順次転送、同時転送、転送元・転送先 同時鳴動、電話帳グループ毎転送

シ サービス機能

(ア) 内線に対するサービス

- ・内線相互接続
- ・可変/固定短縮ダイヤル
- ・ナンバーグループ
- ・全自動転送
- ・コールピックアップ
- ・可変不在転送
- ・不応答転送
- ・着信音識別
- ・保留音送出
- ・内線相互キャンブオン
- ・内線代表
- ・夜間クラス切替
- ・内線クラス
- ・一斉内線グループ呼出

(イ) 局線に対するサービス

- ・IP外線収容
- ・光回線収容
- ・発信者番号通知 (ナンバーディスプレイ)
- ・発信接続規制
- ・特定市外発信制御
- ・NCC接続 (LCR)
- ・夜間本電話切替
- ・障害時自動切替
- ・ダイヤルイン
- ・保留音送出
- ・留守番応答
- ・自動録音

(2) 電話機

多機能電話機

- (ア) 高音質であること。
- (イ) ラインキーは18個以上の装備であること。ただし、伏虎義務教育学校においては30個以上の装備であること。
- (ウ) バックライト付漢字表示であること。
- (エ) 液晶は半角20桁×4行以上であること。

【Ⅲ. 特記事項】

- 1 上記仕様と同等もしくは同等以上の製品とすること。
- 2 既設配線について流用可能なものについては、使用可能とする。
- 3 各学校既設の校内放送設備と接続を行うこと。
- 4 現在学校に設置されている電話交換機等については受注者が処分すること。
- 5 梱包などに使用されていたダンボール等については、各学校から持ち帰り、受注者にて責任をもって処分すること。
- 6 設置完了後には各学校の多機能電話装置設置図面を提出すること。
- 7 ここに定めのない仕様の詳細については受注者決定後、和歌山市との協議により決定する。
- 8 疑義の質問

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で調達課長あて提出すること。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日(入札日は含まない。)より5日前(ただし締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日になる場合はその前日とする)の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者にメール又はFAXにて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

疑義はメール又はFAXにて質疑書を送信し、担当課宛てに電話連絡すること。電話、訪問等による質問は一切受け付けない。

担 当：教育政策課

FAX：073-435-1287

メール：kyoikuseisaku@city.wakayama.lg.jp

以上

電話交換機等設置完了確認表

【小学校50校、義務教育学校1校】

番号	校名	所在地	完了印	番号	校名	所在地	完了印
1	大新	新大工町23		18	三田	和田419-1	
2	広瀬	広瀬中ノ丁1丁目5		19	名草	紀三井寺240	
3	吹上	吹上4丁目1-15		20	松江	松江北4丁目1-1	
4	砂山	砂山南2丁目1-52		21	木本	榎原255	
5	高松	東高松2丁目4-45		22	貴志	栄谷895-2	
6	宮北	納定21		23	楠見	大谷349-2	
7	新南	木広町4丁目23		24	西和佐	栗栖84-1	
8	雑賀崎	西浜1148		25	岡崎	寺内426	
9	雑賀	西浜1丁目4-48		26	加太	加太1210	
10	宮	秋月475		27	西脇	西庄1012	
11	四箇郷	有本183		28	有功	園部1453	
12	芦原	雄松町4丁目25		29	直川	直川1253	
13	中之島	中之島1491		30	紀伊	弘西321	
14	和歌浦	和歌浦西2-1-18		31	山口	里146	
15	宮前	北中島1丁目7-4		32	川永	楠本285	
16	湊	湊2丁目17-40		33	和佐	禰宜949-2	
17	野崎	野崎130-1		34	山東	吉礼326	

番号	校名	所在地	完了印
35	東山東	山東中52-1	
36	安原	江南239	
37	小倉	新庄348	
38	太田	太田636	
39	今福	今福3丁目7-46	
40	野崎西	梶取301-3	
41	鳴滝	善明寺615-3	
42	四箇郷北	有本321	
43	福島	福島135-4	
44	八幡台	西庄1110	
45	浜宮	内原778-16	
46	楠見西	市小路31	
47	楠見東	善明寺150-1	
48	貴志南	中野11-1	
49	有功東	六十谷895	
50	藤戸台	栄谷974番地の245	
51	伏虎義務	鷲ノ森南ノ丁1	

小学校及び義務教育学校電話機設置数詳細

別紙2

	学校名	住所	主装置	電話機	無停電電源装置	補助記憶装置 (USBメモリ)
1	大新	新大工町23	1	5	1	1
2	広瀬	広瀬中ノ丁1丁目5	1	7	1	1
3	吹上	吹上4丁目1-15	1	7	1	1
4	砂山	砂山南2丁目1-52	1	5	1	1
5	高松	東高松2丁目4-45	1	6	1	1
6	宮北	納定21	1	7	1	1
7	新南	木広町4丁目23	1	5	1	1
8	雑賀崎	西浜1148	1	5	1	1
9	雑賀	西浜1丁目4-48	1	6	1	1
10	宮	秋月475	1	7	1	1
11	四箇郷	有本183	1	6	1	1
12	芦原	雄松町4丁目25	1	7	1	1
13	中之島	中之島1491	1	6	1	1
14	和歌浦	和歌浦西2丁目1-18	1	6	1	1
15	宮前	北中島1丁目7-4	1	8	1	1
16	湊	湊2丁目17-40	1	5	1	1
17	野崎	野崎130-1	1	6	1	1
18	三田	和田419-1	1	5	1	1
19	名草	紀三井寺240	1	5	1	1
20	松江	松江北4丁目1-1	1	5	1	1
21	木本	榎原255	1	6	1	1
22	貴志	栄谷895-2	1	7	1	1
23	楠見	大谷349-2	1	8	1	1
24	西和佐	栗栖84-1	1	6	1	1
25	岡崎	寺内426	1	5	1	1
26	加太	加太1210	1	5	1	1
27	西脇	西庄1012	1	5	1	1
28	有功	園部1453	1	5	1	1
29	直川	直川1253	1	7	1	1
30	紀伊	弘西321	1	7	1	1
31	山口	里146	1	5	1	1
32	川永	楠本285	1	5	1	1
33	和佐	禰宜949-2	1	5	1	1
34	山東	吉礼326	1	8	1	1
35	東山東	山東中52-1	1	5	1	1
36	安原	江南239	1	8	1	1
37	小倉	新庄348	1	6	1	1
38	太田	太田636	1	5	1	1
39	今福	今福3丁目7-46	1	5	1	1
40	野崎西	梶取301-3	1	5	1	1
41	鳴滝	善明寺615-3	1	6	1	1
42	四箇郷北	有本321	1	5	1	1
43	福島	福島135-4	1	5	1	1
44	八幡台	西庄1110	1	6	1	1

小学校及び義務教育学校電話機設置数詳細

別紙2

	学校名	住所	主装置	電話機	無停電電源装置	補助記憶装置 (USBメモリ)
45	浜宮	内原778-16	1	6	1	1
46	楠見西	市小路31	1	6	1	1
47	楠見東	善明寺150-1	1	5	1	1
48	貴志南	中野11-1	1	6	1	1
49	有功東	六十谷895	1	5	1	1
50	藤戸台	栄谷974-245	1	5	1	1
51	伏虎義務	鷺ノ森南ノ丁1	1	16	1	1
			51	308	51	51

賃貸借契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、和歌山市立小学校及び義務教育学校電話交換機等（以下「電話機等」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は電話機等を乙から賃借し、乙はこれを賃貸する。

2 乙は、甲に電話機等の操作方法を指導・研修するものとする。

（電話機等対象物件及び設置場所）

第2条 電話機等の対象物件及び設置場所は、別紙仕様書のとおりとする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借の期間は、令和8年9月1日から令和13年8月31日までとする。

（賃貸借料）

第4条 賃貸借料は月払いとし、各月の賃貸借料は、円（うち消費税及び地方消費税に相当する額円を含む。）とする。

（賃貸借料の請求）

第5条 乙は甲に対し当該月の翌月に賃貸借料の請求をするものとする。

（賃貸借料の支払）

第6条 甲は、前条の請求を受けた日から30日以内に賃貸借料を乙に支払わなければならない。

2 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該未払金の額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（善管注意義務）

第7条 甲は、電話機等を善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない。

2 乙は、電話機等に賃貸借物である旨の表示をしなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、乙は、甲の故意又は重大な過失により電話機等を損傷したときに限り、甲に損害の賠償を請求することができる。

（通知義務）

第8条 甲は、次の各号のいずれかの行為を行うときは、あらかじめ乙に通知し、その承諾を得なければならない。

（1）第2条の設置場所を変更するとき。

（2）電話機等の一部の取替え若しくは改造又は電話機等にほかの機械器具を取り付けるとき。

（料金の改定）

第9条 乙は、契約期間中に公租公課の増減等により賃貸借料の額が不相当となったときは、賃貸借料を改定しようとする日の3か月前までに、書面でその旨を通知し、甲乙協議して、賃貸借料を改定することができる。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがない場合は、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、乙が負担

する。

2 第3条の規定にかかわらず、甲は、この契約の締結日の属する翌年度以降の甲の歳出予算において、当該賃貸借料について減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約解除に伴う費用は、甲が負担する。

3 甲及び乙は、前2項に規定するほか必要がある場合は、甲乙協議の上、3か月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。

(暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(談合等不正行為に係る甲の解除)

第12条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49

条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（電話機等の返還）

第13条 甲は、この契約が満了したときは、電話機等を速やかに乙に返還しなければならない。

2 返還に伴う費用は乙の負担とする。

（機密の保持）

第14条 乙は、この契約の履行に際し知り得た甲の秘密を外部に漏らしてはならない。

（管轄裁判所）

第15条 この契約に関し、甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、和歌山市を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

（疑義等の決定）

第16条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙